

標準営業約款制度【Sマーク】をご存じですか？

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者（利用者）擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」では、店頭でSマークを掲げています。登録店は、安心・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。



厚生労働大臣認可

☎ (公財)宮城県生活衛生営業指導センター
☎022-343-8763

労働相談窓口のご案内

県では、賃金や勤務時間などの労働条件、退職や解雇など労働に関する様々な問題について、県内の人から相談に対応するため「労働相談窓口」を設置しています。

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けています。

相談の内容により、他の適切な機関の情報提供や県労働委員会が行う「個別労使紛争あっせん」の紹介をします。お気軽にご相談ください。

☎ 宮城県労働相談窓口 ☎022-214-1450



監督署からの お知らせ ～全国労働衛生週間～

厚生労働省では、毎年10月1日から7日までを「全国労働衛生週間」とし、働く人達の健康確保のための取り組みをお願いしています。今年のスローガンは「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」です。

事業主の皆様におかれましては、法令に基づく対策が適切に行われているかを点検し、健康確保に必要な改善をお願いします。

また、ご家庭でも働くご家族の健康の保持増進のため、できることから取り組みを進めていきましょう。

☎ 石巻労働基準監督署 安全衛生課 ☎0225-85-3483

南三陸消防署からののお知らせ

住宅防火 10のポイント

令和3年、全国の住宅火災による死者913人のうち65歳以上の高齢者が約7割を占めています。火災を起こさないために、命を守る10のポイント「4つの習慣、6つの対策」を心がけましょう。また、「いざ」というときに住宅用火災警報器が適切に作動するよう、定期的に作動確認をする習慣を付けましょう。

建物火災の出火原因

- 1位 こんろ
- 2位 たばこ
- 3位 電気機器



4つの習慣

- 寝たばこはしないさせない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- コンロを使うときは火のそばを離れない
- コンセントは、ほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 出火防止：ストーブやコンロは、安全装置付きの機器を使う。
- 早期発見：住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 炎症拡大防止：寝具、衣類およびカーテンは防火製品を使用する。
- 初期消火：消火器などを設置し、使い方を確認しておく。
- 早期避難：避難経路と避難方法を常に確保し備えておく。
- 地域の助け合い：地域ぐるみの防火対策を行う。

☎ 南三陸消防署 ☎46-2677 / 歌津出張所 ☎36-2222

教えて！ 消費生活相談所 催眠商法にご注意を！

消費生活相談所に寄せられた相談をご紹介します。あなたのトラブルを解決するてがかりとしてご活用ください。

●催眠商法とは？

催眠商法は、高齢者被害がとてもおおく、主催していた団体の名前にちなんで「SF商法」ともよばれています。この商法の手口は、商品説明会や安売りセールを名目に人を集め始めのうちは欲しい人に手を上げさせ、日用品や食品を無料で配り「もらわないと損だ」という心理にさせるとともに雰囲気盛り上げた後、冷静な判断が出来なくなった来場者に高額な商品を買わせる手口です。

この商法は、消費者が雰囲気に酔った状態で商品を購入するため、後で販売者とのトラブルが起きやすくなります。また、臨時会場での販売となるため、業者の所在地がわからず返品できないというケースもでてきます。

●対処方法

- 怪しげな会場へは誘われても近づかないようにしましょう。
- いろいろな商品もらった後だからにか買わなければいけないということでは決してありません。雰囲気に惑わされないようにしましょう。
- 期間内であればクーリングオフ制度を利用することができます。



●クーリングオフ制度

クーリングオフ制度は、いったん契約の申込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定期間内であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。

●特定商取引法におけるクーリングオフができる取引と期間

- 8日間
 - 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）
 - 電話勧誘販売
 - 特定継続的役務提供（エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）
 - 訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて商品の買い取りを行うもの）
- 20日間
 - 連鎖販売取引
 - 業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法）



※上記販売方法・取引でも条件によってはクーリングオフできない可能性があります。
 ※訪問販売の場合、クーリングオフ期間内は、消費者（売主）は買い取り業者に対して売却商品の引き渡しを拒むことが出来ます。
 ※金融商品や宅地建設の契約等でもクーリングオフができる商品があります。

●クーリングオフの手続き方法

- クーリングオフは書面（はがき可）または電磁的記録で行います。
- クーリングオフの書面等には、事業者が対象となる契約を特定するために必要な情報（契約年月日、契約者名、購入商品名、契約金額等）やクーリングオフの通知を発送した日を記載します。
- クーリングオフできる期間内に通知します。
- クレジットを契約している場合は、販売会社とクレジット会社同時に通知します。

☎ 消費者ホットライン ☎188 [土・日曜日受付可]
 南三陸町消費生活相談所 ☎29-6215 [火・木曜日 午前9時～午後3時]

南三陸広報
広告
 のご用命は
 トータルプリント
佐藤印刷株式会社
 ☎ 0226-46-2176
 FAX 0226-46-3186
 E-mail s-p@eagle.ocn.ne.jp
 FAX・メールでの御注文も承ります

引越は山藤運輸
 にお任せください!!
お見積り無料です!!
 お気軽にご相談ください!!
山藤運輸
 有限会社
 南三陸町志津川字沼田141-3
 TEL 0226-46-5825